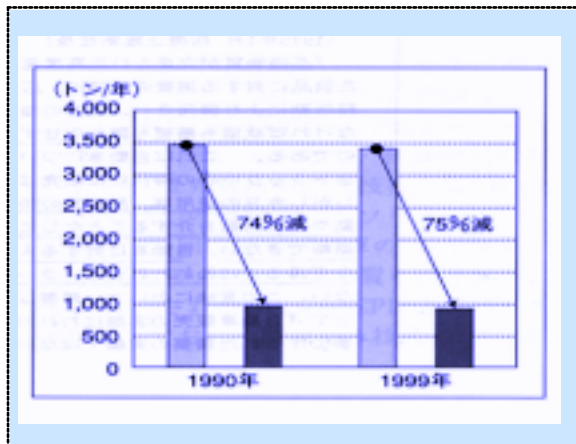


大気汚染公害によるぜん息等に 苦しむ患者に医療費救済を！



ディーゼル車がなければ、
都内のPM排出量は4分の
1でした。

メーカーの責任重く

1970年代後半から自動車メーカーがディーゼル車の販売を推し進めた結果、1990年代から2000年にかけて、自動車排ガスによるぜん息等の呼吸器疾患を発症する患者が激増した。救済もなく高額な医療費負担が、患者の生活を圧迫した！

救済を拒み続ける国

1988年「公害は終わった」として公害健康被害補償法(1973年創設)の新規認定が打ち切られてから37年になります。

私たちは、全国の公害患者会と団結して、7月1日東京地裁に提訴。新しい国による救済制度の創設をめざしています。



2025年7月1日原告団としてスタート

新たな大気公害裁判にご支援を

傍聴のお願い

(事務局) 東京都文京区大塚4-2-11 恩田ビル304
TEL03-6912-1656 fax03-6304-1418
メール air-tokyo@herb.ocn.ne.jp

これからの裁判期日予定

- 第3回裁判 9月16日 (水) 15:00~ (傍聴抽選券は14:00~)
- 第4回裁判 12月9日 (水) 14:00~ (傍聴抽選券は13:00~)
- 第5回裁判 2027年3月3日 (水) 10:00~17:00